

入札保証金説明書

1 入札保証金

入札保証金の額は、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上とします。もし足りない場合、入札は無効となります。

入札書の提出までに、入札保証金の免除の証明書の提出又は納入済みであることを証する書類を掲示しなければなりません。

2 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後に還付します。ただし、落札者の入札保証金は納付すべき契約保証金の全部または一部に充当します。

還付方法は、入札保証金還付請求書により希望する口座へ振り込みます（落札者を除く）。

3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

- (1) 入札に参加しようとする物が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に沖縄県立鏡が丘特別支援学校 校長 座間味 恵利子を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を入札日当日までに提出した場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約をすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類（契約書等）を添付し提出する場合（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められた時に限る。）

※現金での入札保証金が納付された場合、手続きが複雑になる上、取扱に配慮が必要となりますので、可能な限り「3 入札保証金の免除」の手続きを取って下さるようご協力をお願いします。

※現金で納付する場合、事前に鏡が丘特別支援学校 事務室へ連絡をお願いします。

上記の各種手続きに関する受付時間は午前 9 時から午後 4 時までとします。

連絡先 鏡が丘別支援学校 事務室 久場島 T E L : 098-877-4940